

令和 6 年 9 月 3 日（火曜日）

（第 1 号）

令和6年第3回五霞町議会定例会

令和6年9月3日（火曜日）午前10時開会

議 事 日 程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 5号 専決処分の承認について
(令和6年度五霞町一般会計補正予算(第2号))
- 第 5 議案第45号 五霞町農業委員会委員の任命同意について
- 第 6 議案第46号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例
- 第 7 議案第47号 五霞町地域優良賃貸住宅条例
- 第 8 議案第48号 令和6年度五霞町一般会計補正予算(第3号)
- 第 9 議案第49号 令和6年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第50号 令和6年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第11 議案第51号 令和6年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第52号 令和6年度五霞町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第13 議案第53号 令和6年度五霞町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第14 議案第54号 令和6年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 第15 議案第55号 令和5年度五霞町一般会計歳入歳出決算
- 第16 議案第56号 令和5年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第57号 令和5年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第18 議案第58号 令和5年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第19 議案第59号 令和5年度五霞町水道事業会計決算
- 第20 議案第60号 令和5年度五霞町公共下水道事業会計決算
- 第21 議案第61号 令和5年度五霞町農業集落排水事業会計決算
- 第22 報告第 4号 令和5年度五霞町財政の健全化判断比率等について
- 第23 報告第 5号 令和5年度五霞町一般会計継続費精算報告書について
- 第24 報告第 6号 債権の放棄について

第25 発議第 2号 五霞町議会決算特別委員会の設置

第26 請願第 3号 脳脊髄液減少(漏出)症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出
することを求める請願

第27 請願第 3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係
る意見書採択を求める請願

第28 休会の件

出席議員（10名）

1番	猿橋正男君	2番	小野寺宗一郎君
3番	黛丈夫君	4番	山本芳秀君
5番	植竹美智雄君	6番	新井庫君
7番	伊藤正子君	8番	宇野進一君
9番	鈴木喜一郎君	10番	樋下周一郎君

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	知久清志君	副町長	土信田法男君
教育長	森田恵美子君	総務課長	鳩貝浩之君
まちづくり 戦略課長	古郡健司君	会計管理者兼 町民税務課長	山下仁司君
健康福祉課長	荒井富美子君	生活安全課長	曽根正明君
産業課長兼 農業委員会 事務局長	笈沼光行君	都市建設課長	大橋勝君
上下水道課長	園田和則君	教育次長	山田浩君

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり
戦略課副主幹 曾我俊之君

議会書記補助のため入場を許可した者

総務課副主幹 浦 上 俊 一 君

議会事務局職員出席者

書 記 高 島 悠 仁 書 記 伊 藤 弘 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（樋下周一郎君）定刻になりましたので、ただいまから令和6年第3回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

本定例会には、人事案件をはじめ、条例の新規制定や一部改正並びに各会計の補正予算等、多くの議案が提出され、特に令和5年度の各会計決算を審議する大事な議会でもあります。決算審議におきましては、特別委員会の設置が予定されております。どうか議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本定例会開会に当たり、去る8月22日、午前10時から議会運営委員会が開催され、別紙 令和6年第3回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されておりますので御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名で、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（知久清志君）皆様、改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和6年第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部といたしましては、専決処分の承認が1件、人事案件が1件、条例の一部改正が1件、条例の新規制定が1件、令和6年度一般会計、特別会計、公営企業会計の補正予算が7件、令和5年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算が7件、報告といたしまして令和5年度五霞町財政の健全化判断比率等についての報告が1件、令和5年度五霞町一般会計継続費精算報告書の報告が1件、債権の放棄についての報告が1件、以上、合計21件を御提案させていただいております。詳細につきましては、御手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（樋下周一郎君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第 20 条による本日の議事日程は、御手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（樋下周一郎君）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 120 条の規定により、1 番 猿橋正男君、6 番 新井 庫君の 2 名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（樋下周一郎君）日程第 2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日 9 月 3 日から 9 月 13 日までの 11 日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 9 月 3 日から 9 月 13 日までの 11 日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（樋下周一郎君）日程第 3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく例月出納検査の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配付しております。御確認ください。

続きまして、地方自治法第 121 条の規定による本日の議案説明員等は、御手元に配付いたしました資料のとおりです。御確認ください。

また、本日の会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードへの切替えをお願いいたします。

◎町長の行政報告

○議長（樋下周一郎君）続きまして、町長から令和5年度行政施策の成果に関する報告の要請がありましたので、発言を許可いたします。

町長。

〔五霞町長 知久清志君 登壇〕

○町長（知久清志君）令和5年度の五霞町行政施策の成果を報告申し上げます。

令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行し、ウイズコロナからアフターコロナに転換したことにより、国内の生産活動や人的交流も徐々に持ち直し、経済も緩やかな回復基調を取り戻しました。また、円安を追い風に輸出産業を中心に企業収益は好調である一方、これが賃金や投資に十分に結びつかず、国内需要は力強さを欠いているような状況も見受けられました。

こうした中で、町の事業や活動も自粛や縮小を余儀なくされていましたが、5月以降、徐々にコロナ禍以前の形に戻すよう取り組むとともに、これまで以上に町の魅力を高め、地域の活性化につながるような様々な事業を実施しました。

これらの主な実施事業の成果を次のとおり報告いたします。

1点目が、子育て支援の充実です。

子育て世代移住・定住支援策の第1弾として、五霞町に住む子供の保育料の無償化を実施いたしました。また、町独自制度として、小児における医療福祉費支給、マル福を認定する際の所得制限を撤廃し、助成対象を拡大しました。このほか、家族が安心して子育てできる住環境づくりのため、原宿台及び川妻地内において、民間活力を導入した良質な地域優良賃貸住宅の整備についても着実に進めてきました。

2点目が、健康長寿と福祉の充実です。

地域包括支援センターと連携し、主にひとり暮らしの高齢者の見守りや町内7か所の居場所づくりを促進してきました。健康維持、生活習慣病のリスクを早期発見して、予防・改善につなげるための特定健診、健康診査などの自己負担額を無料とし、受診率向上に努めてきました。また、高齢者が地域社会において、自分らしく、健やかに安心して日常生活を送ることができるよう第9期五霞町高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。さらに、高齢者などの移動手段を確保するため、A I デマンド交通の実証運行を開始いたしました。

3点目が、新たな産業の振興です。

道の駅ごかを拠点とした新たな地域活性化を促進するため、道の駅ごかの一部をリニューアルし、ベーカリー「エル・カミーノ」を新規オープンしました。また、優良企業の誘致促進のため、商業、工業を中心とした新たな産業拠点の創出に向け、五霞インターチェンジ周辺整備事業の第2期に着手しました。住宅の整備及び定住の促進を図るため、市街化調整区域においても、誰でも一定の用途の建築物の建築が可能となる区域指定制度の運用を開始しました。観光振興では、年間4つのイベント、利根川大花火大会ごかマルシェ、五霞ふれあい祭り・五霞町健康福祉まつり、クリスマスイベント キラピカごカラーメンフェス、OHANAMI ごかマルシェ 2024 を実施し、町内のみならず、町外からも多くの方が来場され、盛大に開催することができました。

4点目が、未来を拓く子供たちへの教育の充実です。

本年4月からの五霞小学校開校に向け、五霞東小学校、五霞西小学校の2校を統合しました。そして、五霞小学校と五霞中学校とが隣接しているという好条件を生かした小中一貫教育の体制を築きました。また、不登校児童生徒対策の充実を図るため、B & G海洋セ

ンター内に適応指導教室「たんぽぽ」を開設し、適応指導員2人を配置しました。このほか、子供たちが郷土に誇りと愛着が持てるよう地域と協力してふるさとの偉人漫画「一色神社物語」を製作しました。

5点目が、安心・安全、災害に強いまちづくりの推進です。

災害時に対応できる役場、公民館の複合庁舎の建設に向け、利用者団体の意見やパブリックコメントなど住民の意見を反映し、基本計画を策定しました。また、災害時初期対応や活動を行うための備蓄食料や応急資材の補充強化や職員5人が防災士資格を取得するなど、災害体制の整備を行いました。そのほかにも、国の物価高騰対策重点支援交付金を活用し、住民の生活支援を目的とした水道基本料金の減免、介護施設などへの支援金の交付や農家経営の負担を緩和するため、肥料コスト上昇分の一部支援などを実施しました。さらに、自主財源を確保するため、返礼品の種類や品数の充実、共通返礼品にも力を入れるなど、ふるさと納税を推進してきました。これにより、ふるさと応援寄附金額は、令和4年度よりも、寄附額が約1.6倍に増加しました。

これ以外にも多くの事業を実施してきましたが、主な事業の取組を御説明させていただきます。

次に、会計別決算の概要を報告させていただきます。

まず、一般会計です。

一般会計決算については、歳入総額60億3,888万2,000円で、対前年度比15.6%の増、歳出総額54億6,621万4,000円で、対前年度比15.5%の増となっています。実質収支は5億4,434万3,000円の黒字、単年度収支は1億9,284万5,000円の黒字、実質単年度収支は8,885万5,000円の黒字となりました。

次に、国民健康保険特別会計です。

国民健康保険特別会計決算については、歳入総額9億1,886万3,000円で、対前年度比5.7%の減、歳出総額9億1,590万9,000円で、対前年度比5.3%の減となっています。

国保財政は、平成30年度からは県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、町は保険料の賦課徴収、資格管理や保険給付などの事務を行っています。

主な事業としましては、国保財政の安定的運営を図るため、収納率向上に向けた対策の強化、国保資格の適用適正化の推進、医療費削減効果が高いジェネリック医薬品の推奨や生活習慣病を中心とした疾病予防事業を実施しました。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

後期高齢者医療特別会計決算については、歳入総額2億3,881万1,000円で、対前年度比5.5%の増、歳出総額2億3,800万7,000円で、対前年度比5.5%の増となっています。

主な事業といたしましては、窓口業務や保険料の徴収のほか、ジェネリック医薬品の普及促進、歯科健康診査の実施、健康診査の受診率向上さらには、健康診査の結果に基づき、生活習慣病重症化予防事業などを実施しました。

次に、介護保険事業特別会計です。

介護保険事業特別会計決算については、歳入総額8億3,506万6,000円で、対前年度比4.7%の増、歳出総額8億144万9,000円で、対前年度比11.5%の増となっています。第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の基本理念に基づき、高齢者の介護予防と日常生活の自立支援を目的に地域支援事業を行い、地域包括ケアシステムの構築に努めました。

主な事業といたしましては、介護サービス給付事業のほか、新型コロナウイルス感染症対策をしながら、コロナ禍以前の内容での各種予防教室の再開、地域での活動拠点となる「通いの場」づくりを支援し、高齢者の居場所の確保、孤立化の抑制につなげました。また、ケアプラン点検や地域ケア個別会議などを行い、介護給付や介護予防事業が効率的かつ公正・中立に行われるよう適正化事業を推進しました。

次に、水道事業会計です。

水道事業会計決算については、年間有収水量は143万7,110立方メートルを供給し、対前年度比18万7,945立方メートルで11.6%の減となり、用途別では工場用が減少したものです。収益的収入は4億5,028万7,000円、収益的支出は4億4,740万7,000円となっており、資本的収入は4億2,559万6,000円、資本的支出は、川妻浄水場計装設備更新工事や企業債償還金により、5億7,203万6,000円となっています。

次に、公共下水道事業会計です。

公共下水道事業会計決算については、収益的収入は4億1,677万6,000円、収益的支出は3億8,258万9,000円となっており、資本的収入は4億9,520万円、資本的支出は環境浄化センター沈砂池及び再利用水など、電気・機械設備更新工事や企業債償還金により5億2,999万5,000円となっています。

次に、農業集落排水事業会計です。

農業集落排水事業会計決算については、収益的収入は2億1,129万円、収益的支出は2億235万8,000円となっており、資本的収入は5,209万6,000円、資本的支出は、企業債償還金などにより8,758万4,000円となっています。

令和5年度の各会計決算の審査に当たり、主な行政施策の成果について報告させていただきました。

各事業、取組の詳細及び決算の内容については、別添の令和5年度五霞町各会計別決算の主なる施策の成果に関する説明書に基づき、委員会審議の中で、詳細に御説明申し上げたいと存じます。

議員各位の御理解をいただき、原案のとおり御承認いただきたく、よろしくお願い申し上げます。令和5年度の五霞町行政施策の成果に関する報告とさせていただきます。

令和6年9月3日、五霞町長 知久清志。

○議長（樋下周一郎君）以上で諸般の報告を終わります。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）日程第4、承認第5号 専決処分の承認について（令和6年度五霞町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第5号 令和6年度五霞町一般会計補正予算（第2号）については、物価高騰の影響を受けた生活者を速やかに支援するための経費に係る補正予算について専決処分したものです。

については、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

内容については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、8,273万円を追加し、総額をそれぞれ51億1,094万3,000円としたものでございます。

詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）それでは、承認第5号 令和6年度五霞町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,273万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億1,094万3,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金8,273万円の追加でございます。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するための事業に対して交付される国の重点支援地方交付金を追加するものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費、2項1目税務総務費、定額減税調整給付金事業につきましては、デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、賃金上昇が物価高に迫いついていない国民の負担を緩和するための一時的措置である定額減税において、減税し切れないと見込まれる方を対象とした調整給付に要する事務費としまして、会計年度任用職員の雇用に係る報酬、共済費、費用弁償、職員の時間外勤務手当、需用費、役務費、委託料、使用料及び手数料、こちらが合計で540万円でございます。また、事業費としまして扶助費5,553万円、合わせまして6,093万円を追加するものでございます。

続きまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、価格高騰臨時交付金。均等割のみ課税世帯に対する支給事業でございます。令和6年度住民税非課税世帯並びに住民税均等割のみ課税世帯等を対象とした給付に要する事務費としまして、需用費、役務費、委託料、使用料及び手数料を50万円、そして、事業費として扶助費2,130万円、合わせて2,180万円を追加するものでございます。

説明については以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第5号を採決いたします。

承認第5号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第5号 専決処分の承認について（令和6年度五霞町一般会計補正予算（第2号））は原案のとおり承認されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第5、議案第45号 五霞町農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第45号の五霞町農業委員会委員の任命同意について御提案申し上げます。

五霞町農業委員に欠員が生じたため、委員1名を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

続いて、産業課長の補足説明をお願いします。

産業課長。

○産業課長（笈沼光行君）議案第45号について御説明申し上げます。

議案書13ページをお願いいたします。

農業委員候補者1名の方の氏名のみ申し上げます。住所、生年月日等は、議案書にて御確認のほうをお願いいたします。中島隆司氏、川妻行政区の推薦となります。

以上、1名について農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期につきましては前任者の残任期間となり、令和8年7月19日までとなります。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 45 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 45 号 五霞町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第 46 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 6、議案第 46 号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 46 号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

中学校の休日部活動については、令和 8 年度から地域の活動へ完全移行することが決定しています。これに伴い、部活動の指導者を本条例に位置づけるため、条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 46 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第7、議案第47号 五霞町地域優良賃貸住宅条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第47号 五霞町地域優良賃貸住宅条例について御提案申し上げます。

五霞町地域優良賃貸住宅条例については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法に基づく手続を行うため、地域優良賃貸住宅整備事業に関する条例が必要となることから、本条例を新規制定するものでございます。

本定例会には常任委員会が予定されています。詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第47号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第48号～議案第54号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

日程第8、議案第48号 令和6年度五霞町一般会計補正予算（第3号）から日程第14、議案第54号 令和6年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）までは、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第54号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 48 号 令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 3 号）、議案第 49 号 令和 6 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 50 号 令和 6 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 51 号 令和 6 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 52 号 令和 6 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 53 号 令和 6 年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 54 号 令和 6 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について一括して御提案申し上げます。

初めに、議案第 48 号 令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 8,451 万 9,000 円を追加し、総額をそれぞれ 53 億 9,546 万 2,000 円とするものでございます。

次に、議案第 49 号 令和 6 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 280 万 2,000 円を減額し、総額をそれぞれ 10 億 2,451 万 6,000 円とするものでございます。

次に、議案第 50 号 令和 6 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 436 万 9,000 円を追加し、総額をそれぞれ 2 億 5,576 万 9,000 円とするものでございます。

次に、議案第 51 号 令和 6 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,942 万 7,000 円を追加し、総額をそれぞれ 8 億 4,418 万 1,000 円とするものでございます。

次に、議案第 52 号 令和 6 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入、支出ともに 568 万円を追加するものでございます。また、資本的収入及び支出において、支出に 132 万円を追加するものでございます。

次に、議案第 53 号 令和 6 年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入支出とも 315 万円を減額するものでございます。また、資本的収入及び支出において、支出に 45 万円を追加するものでございます。

次に、議案第 54 号 令和 6 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入支出とも 44 万 4,000 円を減額するものでございます。

これら各会計の補正予算については、本定例会には常任委員会が予定されていますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 48 号から議案第 54 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号から議案第 54 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 55 号～議案第 61 号の一括上程、説明

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

日程第 15、議案第 55 号 令和 5 年度五霞町一般会計歳出歳入決算から日程第 21、議案第 61 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計決算までは、令和 5 年度各会計決算でございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号から議案第 61 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 55 号 令和 5 年度五霞町一般会計歳入歳出決算、議案第 56 号 令和 5 年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第 57 号 令和 5 年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第 58 号 令和 5 年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、議案第 59 号 令和 5 年度五霞町水道事業会計決算、議案第 60 号 令和 5 年度五霞町公共下水道事業会計決算、議案第 61 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計決算について一括して御提案申し上げます。

決算の概要につきましては、先ほどの行政施策の成果に関する報告の中で申し上げたとおりでございます。

各会計の決算は、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見書を付けて議会の認定に付すべきものとされており、監査委員の審査につきましては、去る 8 月 7 日、8 日の 2 日間、審査を実施し、意見書を頂いたところでございます。

これら各会計の決算書並びに主なる施策の成果については、本定例会において決算特別委員会が設置される予定でありますので、決算特別委員会において詳細に御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）次に、本来ならば各担当課長から各会計における決算の補足説明を願うところでありますが、決算特別委員会の付託を予定しておりますので、補足説明を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認め、補足説明は省略いたします。

以上で、各会計における決算の説明が終わりました。

◎監査委員の決算審査等の報告

○議長（樋下周一郎君）ここで、監査委員の決算審査意見書及び健全化判断比率等審査意見書が配付されております。

それでは、岩崎代表監査委員から決算審査等の報告をお願いいたします。

岩崎代表監査委員。

〔五霞町代表監査委員 岩崎明良君 登壇〕

○代表監査委員（岩崎明良君）皆さん、こんにちは。代表監査委員の岩崎でございます。

初めに、知久町長様をはじめ職員の皆様方には、日々、町政運営に御尽力を賜り厚く感謝を申し上げます。大変ありがとうございます。

それでは、令和5年度各会計決算に係る審査及び基金運用状況審査並びに健全化判断比率等審査を実施いたしましたので、その結果につきまして御報告申し上げます。

各審査の概要は、意見書に記載のとおりでございます。

初めに、令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査の結果について申し上げます。

審査の結果、決算書及び同添付書類はいずれも関連法令に準拠して調製されており、計数に誤りはなく、正確であると認められました。また、基金の状況につきましても、適正に運用されていると認められました。

また、審査の意見としまして、町財政状況の見通しについて、人口減少対策について、公共交通のあり方について、道の駅ごかについて、ふるさと応援寄附金について、以上、5点ほどを挙げさせていただきました。

特に、1点目の町財政状況の見通しにつきましては、各事業の見直し、費用対効果の検証及び安定財源の確保などについて要望させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和5年度公営企業会計決算審査の結果について申し上げます。

審査の結果、各公営企業会計の決算書及び同附属書類はいずれも関係法令に準拠して調製されており、計数に誤りなく、正確であると認められました。

なお、審査の意見としまして、人口減少が加速する中、単独で浄水施設を保有していくことが将来的に町財政の重荷になっていくことが課題であり、今後、水道事業の広域連携について慎重に協議・検討を進めていただきたいと存じます。

最後に、健全化判断比率等審査の結果を御報告申し上げます。

審査の結果、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、個別意見としまして、健全化判断比率及び資金不足比率ともに数字上は健全段階ではあるものの、五霞町のような財政規模が小さな町では、算定の基礎となる数値が多少変化しただけで数値が急激に変化することが起こり得ますので、限りある財源を有効に活用し、より一層の財政健全化に努められるよう要望させていただきました。

以上、審査結果の概要であります。

詳細につきましては、別紙意見書のとおりでありますので、議員の皆様方には、慎重審査の上、御審議くださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

令和6年9月3日、五霞町代表監査委員 岩崎明良。

○議長（樋下周一郎君）以上で監査委員の報告が終わりました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第22、報告第4号 令和5年度五霞町財政の健全化判断比率等についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）報告第4号 令和5年度五霞町財政の健全化判断比率等について御説明申し上げます。

この財政の健全化判断比率等の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、早期健全化と財政の再生との2段階で財政の健全化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も合わせた地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするもので、令和5年度決算に係る財政の健全化判断比率を報告するものです。

特に、実質公債費比率でございますが、前年度対比1.1ポイントの増。14.6%という結果になりました。また、将来負担比率でございますが、対前年度比17.7ポイント増の34.3%となりました。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

はい、総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）報告第4号 令和5年度五霞町財政の健全化判断比率等について御説明いたします。

議案書の99ページをお願いいたします。

まず、1の概要でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和5年度決算に係る健全化判断比率並びに資金不足比率を議会に報告し、公表するものでございます。

2の算定の結果でございます。

5項目の指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率とともに、全ての会計で赤字が生じていないため、該当はしませんでした。

下の表を併せて御覧いただきたいと思います。

次に、実質公債比率でございます。

本年度は14.6%と、前年度と比較しますと、1.1ポイントの増加となりました。主な要因としては、公営企業等の地方債の償還に関する一般会計からの繰入金が増加し、単年度では減少はしましたが、比率の算出が3年平均となっているため、増加となったものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、町が将来にわたって負担する全ての負債の割合で、本年度は34.3%と、前年度と比較しますと17.7ポイント増加いたしました。主な要因としては、公営企業債等の繰入れ見込額の増加によるものでございます。

次に、資金不足比率でございますが、いずれの公営企業会計とも、資金不足、赤字は生じていないため該当はしませんでした。

以上のとおり報告いたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第4号については報告のとおりといたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第23、報告第5号 令和5年度五霞町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）報告第5号 令和5年度五霞町一般会計継続費精算報告書について御説明申し上げます。

この報告書は、地方自治法施行令第145号第2項の規定により、学校整備に係る継続費の事業年度が令和5年度で終了したため、継続費の精算について報告を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（嶋貝浩之君）報告第5号 令和5年度五霞町継続費精算報告書について御説明いたします。

議案書の101ページをお願いいたします。

事業名ですが、学校整備事業に係る継続費の事業年度が令和5年度で終了したため継続費の精算について報告を行うものでございます。

このたびの継続費につきましては、統合小学校の施設整備に係る費用について、令和4年度と5年度の2か年で、合計、こちら表のほうですと、左側の全体計画の合計ですけども、12億7,870万円を計上したものでございます。

まず、令和4年度につきましては、仮設校舎のリース料や仮設校舎への引っ越し代金、また、解体工事、本体工事等で3億9,622万4,000円を支出し、当初、年割額の差引残金については令和5年度に逡次繰越をいたしました。そのことから、年割額と支出額との差はありませんでした。

令和5年度につきましては、仮設校舎のリース料や新校舎への引っ越し代金、また、本体工事や附帯・外構工事等で7億5,354万4,000円を支出をいたしました。全体計画の支出額としましては、11億4,976万8,000円で、計画額と実績額の差は、右側にございますとおり1億2,893万2,000円でございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第5号については、報告のとおりといたします。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第24、報告第6号 債権の放棄についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）報告第6号 債権の放棄について御説明申し上げます。

債権の放棄については、町が管理する債権について、五霞町債権管理条例第16条第1項の規定に基づき放棄した債権を、同条第2項の規定に基づき、決算の認定を行う議会において報告するものでございます。

町が管理する債権のうち、令和5年度に放棄した債権は、水道事業会計分11名、17万5,932円でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）報告第6号 債権の放棄について御説明いたします。

議案書の103ページをお願いいたします。

町が保有する債権につきましては、各担当職員が連携し、日々回収の努力を重ねておりますが、その中でも、死亡や行方不明、転出等により債権履行の見込みがないと認められる債権について、五霞町債権管理条例第16条第1項の規定に基づき、債権を放棄してございます。

令和5年度に放棄した債権につきましては、水道事業会計において、水道料金11名分、件数としましては45件、金額については17万5,932円でございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第6号については、報告のとおりといたします。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第20号、発議第2号 五霞町議会決算特別委員会の設置を議題といたします。

本案の提出者であります宇野進一君から提案理由の説明を求めます。

宇野進一君。

〔8番 宇野進一君 登壇〕

○8番（宇野進一君）はい、8番議員の宇野です。

発議第2号 五霞町議会決算特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

本日の会議冒頭、知久町長から令和5年度の行政施策の成果に関し報告がありました。執行部の皆様には、令和5年度におきましても、各種事業を着実に進めていただきましたことに対し、厚く感謝を申し上げたいと思います。

そのような中、令和5年度決算の概要を見ますと、一般会計の歳入歳出決算は、過去最大の決算額となっております。町においては、今後も上下水道施設の更新や複合庁舎の整備、ＩＣ周辺開発など、引き続き多くの財源を必要とする事業が控えており、本町の財政状況は依然として予断を許さない極めて厳しいものであります。行財政全般にわたって、監視機能を委ねられている我々議会の責任は極めて重大であり、これら決算認定に当たっては、慎重に審査すべきものと考え、決算特別委員会の設置を提案するものであります。

決算特別委員会の内容等については、別紙1～3までのとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号～議案第61号の委員会付託

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

議案第55号から議案第61号までの令和5年度各会計決算については、8人の委員で構成する決算特別委員会へ付託し、審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第61号は、付託一覧表のとおり決算特別委員会へ付託することに決しました。

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 26、請願第 1 号 骨髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第 1 号は、会議規則第 87 条の規定により所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号は、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎請願第 2 号の上程、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 27、請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第 2 号は、会議規則第 87 条の規定により所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、請願第 2 号は、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎休会の件

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 28、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、本会議を明日 9 月 4 日から 9 月 10 日まで休会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、明日 9 月 4 日から 9 月 10 日まで本会議を休会いたします。

次の本会議は、11 日午前 10 時から開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（樋下周一郎君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

散会 午前 11 時 03 分

